

# 前回の指摘事項等に対する説明

1. 国内RVSMの導入について
2. 航空情報センターについて
3. 技術管理センターの体制について

# 1. 国内RVSMの導入について

- 国内空域におけるRVSMの導入については、以下の事項を勘案して時期等を検討する。
  - 基準に適合する機上装置の装備状況、  
(必要な機上装置)
    - ・独立した2系統の高度測定システム
    - ・高度を応答するトランスポンダー装置
    - ・高度監視警告システム
    - ・自動高度制御システム
  - 現在VFR機が飛行制限を受けることなく使用している高度帯をRVSM高度帯(VFR飛行制限空域)とするための適用空域の整理
  - 周辺諸国とのFIR境界において、従来高度帯とRVSM高度帯との間の高度変換を避けるため、周辺諸国におけるRVSM導入との整合性
- 洋上空域については、上記事項に係る特段の問題がなかったため、導入が可能であったものである。

# RVSMの空域分離の必要性

